

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的および経済的負担を軽減することを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

次の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは特に行いませんので、ご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し該当者へ慰労金を支給します。

※重度要介護高齢者…市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている方、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方

※介護者…市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

○基準日 令和3年6月30日(水)

○対象期間 令和2年7月1日～令和3年6月30日までの1年間

○受付期間 令和3年7月1日(木)～令和3年7月30日(金)

○慰労金の額 6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

◆主な支給要件

①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと

②重度要介護高齢者が市民税非課税であること

③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと

④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(令和2年12月31日現在で同等の認定を受けていること)

⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

申請・問 本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

人間ドックの費用助成について

《国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方へ》

国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者の生活習慣病予防、疾病の早期発見を図るため、人間ドックを受診した方で、以下に該当する方の費用を一部助成します。

○対象者(次のいずれにも該当する方)

国保加入者

・令和3年4月1日時点で本市国民健康保険に加入し、年度末までに40歳以上になる方

・前年度までの国民健康保険税を全額納付している世帯に属する方

・令和3年度の特健診を受診していない方

後期加入者

・市内に住所を有する後期高齢者医療に加入している方

・申請日において、納期限の到来している後期高齢者医療保険料を全額納付している方

・令和3年度の住健診を受診していない方

○助成額 10,000円

○申請方法

①まず、医療機関で人間ドックを受診してください。

②受診後、結果を持参のうえ、本庁医療保険課または各支所で交付申請をしてください。

○申請に必要なもの

・令和3年度に受診した人間ドック結果表

・保険証

・振込口座がわかるもの

・特健診受診券または高齢者健診受診券

・領収書(後期加入者のみ)

【令和3年度から申請窓口が本庁または各支所となりましたのでご注意ください】

申請・問 本庁 医療保険課 ☎52-1111 内線162

申請 山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111